○経済産業省告示第百三十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十五年経済産業省告示第二百三十九号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十七年六月十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

災害名	地域	指定の期間
平成二十五年台風二十六号による災害	東京都　大島町	平成二十五年十月十六日から平成二十七年九月十日まで

○国土交通省告示第七百十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第七回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十二年三月十三日から平成三十四年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県流山市大畔字割内、市野谷字入台、字後山、字宮尻、字二反田、字牛飼沢及び字牛飼並びに東初石六丁目の全部の区域並びに大畔字向山、字小坂及び字南割、三輪野山字向原、西初石五丁目、西初石六丁目、市野谷字芋久保、字三嶋、字向山及び字立野、野々下一丁目、美田、東初石三丁目、東初石五丁目、十太夫、駒木並びに駒木字上駒木、字駒木橋上、字中溜上及び字堂台の各一部の区域

四　土地区画整理事業の名称　流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県流山市駒木百七十六番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十二年三月十三日

七　事業計画の変更（第七回）の認可の年月日　平成二十七年六月十一日

○環境省告示第九十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一各号口及びニの規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月十八日環境省告示第百四十八号）等の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十一日

環境大臣　望月　義夫

第一　国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月十八日環境省告示第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三号を第四号とし、第二号の表中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加え、第二号を第三号とする。

(3)　シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム塩溶液	○

第一号中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第二号ロ」を「令別表第一第二号ロ」に改め、同号の表中(16)を(21)とし、(13)から(15)までを(18)から(20)までとし、(12)を(16)とし、(16)の次に次のように加える。

(17)　ピペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）	二五

第一号の表中(11)を(14)とし、(14)の次に次のように加える。

(15)　ナフタレン（粗製のものに限る。）	二五

第一号の表中(10)を(13)とし、(2)から(9)までを(5)から(12)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2)　アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）の混合物	一
(3)　アルカン（イソアルカン及びノルマルアルカンを含む炭素数が十から十七までのものの混合物に限る。）	一
(4)　アルカン（炭素数が五から七までのものの混合物（炭素数が六及び七のものの混合物を除く。）に限る。）	二五

第一号を第二号とし、第一号として次のように加える。

一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1)　アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含む物に限る。）	一、〇〇〇
(2)　ノルマルオクタンチオール	一〇、〇〇〇
(3)　ノルマルドデカンチオール	一〇、〇〇〇

第二　未査定液体物質を査定した件（平成十九年九月環境省告示第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二号を削り、第一号の号番号を削る。

○防衛省告示第百十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年六月十一日

防衛大臣　中谷　元

一　日時　平成二十七年六月十九日から同月二十五日（予備、同月二十六日から同月二十八日）までの間、毎日〇五〇〇から二一〇〇まで

二　区域

(ア)　硫黄島周辺の次の一及び二のそれぞれ(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる二区域と次の三の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

一　(ア)　北緯二四度四五分四五秒　東経一四一度二〇分〇六秒

(イ)　北緯二四度四五分一二秒　東経一四一度二〇分一九秒

(ウ)　北緯二四度四四分三一秒　東経一四一度一八分一六秒

(エ)　北緯二四度四五分〇五秒　東経一四一度一八分〇二秒

二　(ア)　北緯二四度四六分四九秒　東経一四一度一六分四五秒

(イ)　北緯二四度四六分四〇秒　東経一四一度一七分二二秒

(ウ)　北緯二四度四五分〇一秒　東経一四一度一六分五三秒

(エ)　北緯二四度四五分一〇秒　東経一四一度一六分一六秒

三　(ア)　北緯二四度四九分四三秒　東経一四一度一九分四六秒

(イ)　北緯二四度四九分〇四秒　東経一四一度二〇分五九秒

(ウ)　北緯二四度四八分三三秒　東経一四一度二〇分三九秒

(エ)　北緯二四度四九分〇四秒　東経一四一度一九分四三秒

(オ)　北緯二四度四八分三四秒　東経一四一度一八分一〇秒

(カ)　北緯二四度四九分〇七秒　東経一四一度一七分五六秒